

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 パナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|--|
| 1 | 5 | N+3月（算定対象月：N月） 経済的パナルティ・容量確保契約金額の算定・通知 ・パナルティ金額について、社内の収支見通しで翌月に概算収支だけでも把握出来ないかという課題が御座います。何か、容量提供事業者側で、翌月にパナルティ金額を把握（算出）できる手段はありませんでしょうか。（概算収支として見通し額を把握するためです）。 | 実需給期間中の経済的パナルティ額の算定式や考え方等は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきておりますので、事業者様にて概算いただけますようお願いいたします。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（パナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。 |
| 2 | 6 | 事業者へのパナルティ請求につき、各月の支払額以上のパナルティとなった場合に請求となっているが、これを次月以降の支払金額から相殺することに変更いただけないでしょうか。事業者および広域機関間で相互に金銭のやり取りが発生することになり、送金プロセスが煩雑になると考えるため。また請求書の発行はN+4月のため、次月以降の相殺であっても2月程度の次月支払額の見通しがたち、想定が可能と推測するため。 | 発生した経済的パナルティに関して、対象月分については適時にお支払いいただく取扱いと考えております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 6 | パナルティ算定結果の速報値を事前に開示いただくことはできないか（例えばリクワイアメントの確認時点において概算値を開示いただくなど）。 | 各算定結果における概算・速報値などの開示の予定はございません。 実需給期間中の経済的パナルティ額の算定式や考え方等は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきておりますので、事業者様にて概算いただけますようお願いいたします。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（パナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。 |
| 4 | 10 | 『容量市場システムの折り畳みメニュー「パナルティ」の「経済的パナルティ管理」をクリックして、「経済的パナルティ 額一覧画面」へ進んでください』とあり、2024年4月から容量市場システムが更新されると記載御座いましたが、4月からのシステム改修では、使い方などが分からず、混乱すると想定されます。プロトタイプの容量市場システムなどは早期に公開は不可でしょうか。 | 容量市場システムの実需給期間向け機能について、2024年4月の運用開始に先立ち、2023年度内に容量提供事業者様を対象に、システム操作に関する参加者テストを予定しております。 |
| 5 | 11 | 表2-1 経済的パナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容におきまして 貴機関からのメールは、予め決まった人が受領するのでしょうか。もし、決まっているのであればご記載をお願いできませんでしょうか（異議申立・再検討内容メール含む）。 | 各帳票の発行に係る通知メールは、容量市場システムに登録されているメールアドレスに送付いたします。 業務マニュアルにおいても追記いたします。 |
| 6 | 12 | 容量市場システムに登録し、経済的パナルティ額算定結果通知書を受領すると御座いますが、アセスメント諸元から具体的にどのようにパナルティを算定するか、計算ロジックを具体例を挙げて頂き、記載頂けませんでしょうか。 | 実需給期間中の経済的パナルティ額の算定式や考え方等は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきております。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（パナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。 |
| 7 | 15 | 異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。 | 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 15 | 異議申立メールの送信は、5営業日とありますが、受付時間帯の設定はあるのでしょうか。もし、時間帯の設定御座いましたら、記載願えませんでしょうか。 | 異議申立メールについて、5営業日以内としており、受付時間帯の設定はございません。 |
| 9 | 16 | <表2-3 経済的パナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容> 本文記載事項-異議申立の内容の注記に御座います、「8 アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と不一致がある場合のみ異議は受理されます。」につきまして、詳しい解説を含め記載頂けませんでしょうか（可能でしたら、具体例（どのような内容）などを挙げて解説頂けますと幸いです）。 | 経済的パナルティ額算定結果通知書が送付されるタイミングでは、リクワイアメント対応業務におけるアセスメント結果に対する異議申立のプロセスは既に終了しているため、当該アセスメント結果に対する異議は受理されません。ご指摘を踏まえて業務マニュアルの記載を明確化いたします。 【修正後】 「アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に対する異議は受理されません。」 |

| No. | 頁 | ご意見 | 回答 |
|-----|----|---|---|
| 10 | 32 | 支払通知書及び明細には振込手数料の記載がなく、また、容量提供事業者が振込手数料を負担の場合、通帳に記載されるのは振込額から振込手数料を差し引いた着金額のみとなり、いずれにも振込手数料額が明示されていないこととなる。この場合の振込手数料に係るインボイス対応はどのようにすべきか示していただきたい。 | ご記載の振込手数料に関するインボイス対応については、現在、本機関にて整理中のため、別途説明会資料等で内容を公表いたします。 |
| 11 | 34 | 容量確保契約金の算定結果通知書、ペナルティ算定結果通知書は事業者コード1つにつき1枚発行されますが、それぞれの電源における小数点以下の金額は、どのように処理されるでしょうか。端数処理は事業者毎のペナルティと確保契約金がすべて合算されるまで行われないと理解でよいでしょうか。 | 経済的ペナルティ額、容量確保契約金額の算定に係る端数処理について追記しました。 経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（各月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます。 |
| 12 | 35 | 表2-11のID5に記載の「事業者登録番号」について、現状では貴機関にお伝えしていないと認識。今後、支払通知書・請求書の発行までに、どのような方法でお伝えすることになるのか。 | 頂いたご意見の内容に関しては別途お知らせいたします。 |
| 13 | 36 | 異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。 | 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 41 | 異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。 | 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 41 | 入金日から5営業日以内であれば、異議申立可能とありますが、支払通知書等に入金予定日の記載があるのでしょうか。仮に具体的な入金日が分からない中で、5営業日以内の確認を求めるのは、期限が短過ぎるのではないのでしょうか。 | 支払通知書に「支払期日」の項目があり、本機関からの支払期日が記載されます。 ・P32：図 2-14 支払通知書のサンプルイメージ（本紙） ・P36：表 2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点 を参照ください。 |
| 16 | 44 | 2.5.1.1 振込の実施 ペナルティを支払う際、振込人名義に指定がありますが、当社システム上設定ができない場合の扱いについてご教示ください。また、事業者コードは容量市場システムで使用される事業者コードを使用することで問題ないでしょうか。 | 事業者のシステム等の都合により、振込人名義の設定ができない場合について追記しました。 |
| 17 | — | 経済ペナルティ額算定結果通知書は電源識別番号の数だけ発行され、支払通知書および請求書は正負に応じどちらか1通発行される認識でよいか。 | 「経済的ペナルティ額算定結果通知書」「容量確保契約金額（各月）通知書」は電源等識別番号の単位で発行されます。1事業者が複数の電源の容量確保契約を締結している場合はそれらを合算し、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を上回る場合に支払通知書が発行され、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を下回る場合は請求書が発行されます。 |